

# 市川町商工会ニュース

令和7年8月28日発行

令和7年10月4日から

兵庫県 最低賃金

64円  
UP

時間額 **1,116円**

最低賃金は、労働者を使用するすべての事業場、及び、正社員やアルバイトなどの雇用形態にかかわらず、すべての労働者に適用されます。求人票の賃金や従業員へ支払っている賃金が、最低賃金を上回っているかどうか今一度確認をしておきましょう。

詳しくは、兵庫労働局労働基準部賃金室（078-367-9154）または労働基準監督署にお問合わせください。

販路開拓を目指す皆様へ

第18回小規模事業者持続化補助金

■このようなチャレンジをしたい方を応援します！！

販促チラシや  
ホームページを  
作りたい！

新商品・パッケ  
ージのリニュー  
アルをしたい！

展示会や商談  
会に出て販路  
開拓したい！

店舗の改装や  
看板を新調し  
たい！



小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ・インボイス導入等の制度変更に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。本補助金事業は、自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

■対象者 商工会地域の小規模事業者

■補助率・補助上限額

類型	通常枠			創業枠	
		インボイス特例	賃上げ特例		インボイス特例
補助率	2/3	2/3	2/3 ※赤字事業者は3/4	2/3	2/3
補助上限	50万円	+50万円	+150万円	200万円	+50万円

■特例枠

(通常枠) インボイス特例対象事業者は50万円の上乗せ、賃金引上げ特例対象事業者は150万円の上乗せ、両特例対象事業者は200万円の上乗せ

※賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3/4

(創業枠) インボイス特例対象事業者は50万円の上乗せ

■特別枠申請要件

賃金引上げ特例：賃金を地域別最低賃金より+50円以上とした事業者

インボイス特例：令和3年9月30日から令和5年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者及び令和5年10月1日以降に創業した事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者であること。

■対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等含む）、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

■申請受付期間：開始 令和7年10月3日(金) 締切 令和7年11月28日(金)17:00

※事業支援計画書（様式4）発行の受付締切：令和7年11月18日(火)

■スケジュール：採択後に補助事業実施期間となり、計画書に沿った事業を実施します。（約1年間）事業実施後に実績報告書を提出し、補助金の交付となります。

■申請方法：申請は、電子申請システムでのみ受け付けます。郵送での申請は一切受け付けません。

電子申請についてはGビズIDプライムのアカウントを取得する必要がありますので、申請を考えられている方は、早めの相談をお願いいたします。

※作成の代行はいたしませんのでご了承ください。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者が今後複数年にわたる相次ぐ制度変更に対応するため、生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業のために必要な設備投資等に要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、中小企業者等の生産性向上を促進し経済活性化を実現することを目的とします。

区分	製品・サービス高付加価値化枠 ※1	グローバル枠 ※2
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業 1/2、小規模・再生 2/3	中小企業 1/2、小規模 2/3
補助対象経費	<共通> 機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	

※1 革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等

※2 海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等

※ 大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。

■申請受付期間：開始 令和7年10月3日（金） 締切 令和7年10月24日（金）17時

■採 択 公 表：令和8年1月下旬頃予定

■基 本 要 件：中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、下記の4項目の事業計画に取り組むことを条件とします。

①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加

②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加（兵庫県の最低賃金年平均成長率3.2%）

③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準

④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

■申 請 方 法：申請は、電子申請でのみ受け付けます。郵送での申請は一切受け付けません。

電子申請についてはGビズプライムアカウントを取得する必要がありますので、申請を検討される方は、早めの相談をお願いいたします。

※作成の代行はいたしませんのでご了承ください。



## 中小・小規模事業者向け経営個別相談会のご案内

市川町商工会では会員事業者を対象に、エネルギー価格・物価の高騰、賃上げ・最低賃金引き上げ、インボイス制度への対応といった事業環境変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者からの経営相談や各種申請サポート対応等を行うため、専門家（中小企業診断士、社会保険労務士等）による個別相談会を実施いたします。相談は無料です。ぜひこの機会にご相談ください。

開 催 日：毎月4日程度

※開催日についてはお問い合わせください。

対応時間：10時～12時、13時～15時 ※1回につき2時間まで

お 申 込：事前予約制

専 門 家：荒木慎吾氏（中小企業診断士）、藤尾政明氏（中小企業診断士）

小野暁子氏（社会保険労務士）

<各種お問合せ>

〒679-2315 神崎郡市川町西川辺163-1

TEL：0790-26-0099 FAX：0790-26-0674

